



厚生労働省 東京労働局発表 令和6年12月20日(金) 東京労働局職業安定部職業対策課

課長補佐中村美智子地方障害者雇用担当官笹直美地方障害者雇用担当官島村正弘地方障害者雇用担当官井上純子電話 03-3512-1664(ダイヤルイン)

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

担

当

東京労働局(局長 富田 望)では、今般、東京都内で障害者の雇用義務のある民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.5%)に相当する数以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用 状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

集計結果のポイント

≪民間企業≫[法定雇用率2.5%]

- 雇用障害者数は251.901.0人、対前年比5.3%〔12.569.0人〕増加
- 実雇用率2. 29%、対前年比0. 08ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は30.5%、対前年比3.9ポイント低下

≪公的機関≫[同2.8%、東京都教育委員会は2.7%] ※()は前年の値

- 東京都の機関: 雇用障害者数1,177.0人(1,141.5人)、実雇用率3.32%(3.29%)
- ・区市町村の機関:雇用障害者数2,994.5人(2,896.0人)、実雇用率2.61%(2.56%)
- 東京都教育委員会: 雇用障害者数985.5人(965.5人)、実雇用率1.95%(1.95%)

≪独立行政法人等≫「同2.8%]※()は前年の値

- 雇用障害者数5,376.5人(5,221.5人)、実雇用率2.84%(2.78%)

令和6年 障害者雇用状況報告の集計結果 (概要)

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1〔P8〕、詳細表1(1)①,②〔P10〕

- ・ 民間企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は 251,901.0人で、前年より12,569.0人増加(対前年比5.3%増)し、過去最高となった。
- ・ 雇用障害者数を障害種別にみると、身体障害者が142,542.5人(対前年比1.7%増)、 知的障害者は50,706.5人(同4.4%増)、精神障害者は58,652.0人(同16.0%増)であった。
- ・ 実雇用率は2.29%(前年は2.21%)で過去最高となったが、法定雇用率達成企業の割合 は30.5%(同34.4%)で対前年比3.9ポイント低下となった。

○企業規模別の状況…詳細表1(2)①,②〔P11〕

- ・ 実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で2.60%(前年は2.51%)、500~1,000人未満規模企業で2.25%(同2.15%)、300~500人未満規模企業で1.93%(同1.90%)、100~300人未満規模企業で1.53%(同1.47%)、40~100人未満規模企業では、0.92%(同0.89%)であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は6.6%だが、雇用障害者数では全体の74.8%、新規雇用障害者数では全体の69.7%を占めている。

○産業別の状況…詳細表1(3)①,② [P12, 13]

- ・ 産業別では、全産業で実雇用率の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」2.60%、「運輸業、郵便業」2.48%、「医療、福祉」2.44%、「複合サービス業」2.43%、「金融、保険業」2.42%、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」2.40%の順となっている。
- ・ 主要9産業でみると実雇用率の高い産業は、「運輸業、郵便業」2.48%、「医療、福祉」2.44%、「製造業」2.40%の順となっている。
 - ※主要9産業とは、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿 泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」及び「サービス業」である。
- ・ 雇用障害者の産業別・障害種別の雇用状況をみると、身体障害者は、「製造業」 (31,658.0人) で最も多く雇用されており、次いで「サービス業」 (25,933.5人) となっている。知的障害者は、「製造業」 (11,672.0人) が最も多く、次いで「サービス業」 (9,558.5人) となっている。精神障害者は、「サービス業」 (14,729.0人) で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」 (7,968.5人) 、「情報通信業」 (7,765.5人) の順となっている。

○法定雇用率未達成企業の状況···詳細表1(5) [P15]

- ・ 法定雇用率未達成企業数は17,369社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業 (1人不足企業)が9,292社となっている。構成比は53.5%(前年は57.7%)と全体の過 半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(雇用ゼロ企業)が未達成企業に占める割合 は56.3%(前年は56.9%)となっている。

2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1),(2),(3) [P8,9] 、詳細表3,4 [P19~23]

(1) 東京都の機関

東京都の機関(法定雇用率2.8%)に在職している障害者の数は1,177.0人、実雇用率は3.32%(前年は3.29%)であった。 東京都の機関は9機関全てで法定雇用率達成。

(2) 区市町村の機関

区市町村の機関(法定雇用率2.8%)に在職している障害者の数は2,994.5人、実雇用率は2.61%(前年は2.56%)であった。 区市町村の機関は73機関中35機関が法定雇用率達成。

(3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会(法定雇用率2.7%)に在職している障害者の数は985.5人、実雇用率は1.95%(前年は1.95%)であった。

3 独立行政法人等における雇用状況…総括表3 [P9] 、詳細表5 [P24]

独立行政法人等(法定雇用率2.8%)に雇用されている障害者の数は5,376.5人、実雇用率は2.84%(前年は2.78%)であった。

独立行政法人等75機関中58機関が法定雇用率達成。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 ······ 2.5%
○ 民間企業 ····· (40.0人以上規模の企業)

特殊法人等 2. 8%

「労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

- - ※ () 内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

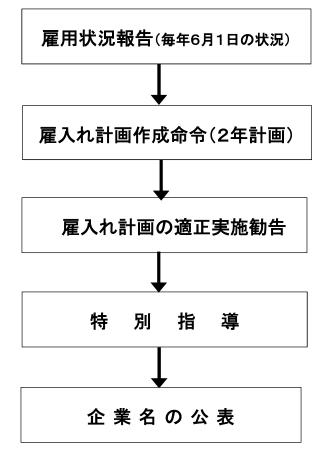
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回 らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



(障害者雇用促進法 第43条第7項)

翌年 1 月を始期とする 2 年間の計画(※)を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出 (同法第 46 条第 1 項)

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を 勧告(計画1年目12月)

(同法第 46 条第6項)

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、企業名公表を前提とした特別指導を実施 (計画期間終了後に9か月間)

(同法第 47 条)

「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
 - →【実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ②「不足数が多い企業」
 - →【実雇用率に関係なく、不足数 10 人以上の場合】
- ③「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」
 - →【雇用義務3又は4人の企業(労働者数120人以上~200人未満規模企業)であって 障害者雇用者数0人(実雇用率が0%)の場合】

[※]平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

•	《総	括	表〉																								
1	民間	『企 第	美にお!	ナる雇力	用状	況					•			•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	8
2	地力	公式	も団体に	こおけ	る在	職	犬 沙	己																			
	(1)	都0)機関														•	•	•	•			•		•	•	8
	(2)	区市	可时村等	手の機[期 ·																					•	8
	(3)	東京	東都教 育	育委員:	会		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ć
3	独立	2行政	女法人\$	等にお(ける	雇用	刊北	犬沂		•	•	•	•		•	•		•		•	•	-	•	-	•	•	Ć
•	〈詳	細	表〉																								
1	民間	引企第	美にお!	ナる雇り	用状	況																					
	(1)	概涉	7																								
	(①概	況・・		-		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	10)
	(2障	害種別	雇用状	況		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	10)
	(2)	企第	美規模 別	別の雇用	甲状	況																					
	(①概	況・・		-		•	•		•	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	٠	٠	•	•	٠	•	11	İ
		•		雇用状			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	11	İ
				星用状	兄																						
		<u> </u>	況 • •			• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	12	
		<u> </u>		雇用状			•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	
				こおけん							•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		14	
				足数階級						-																	
	(6)	身体	は障害す	当の部 位	立別	雇用	刊七	犬況	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16)
2			-	ナる実績		_	_					-															
				別実雇別																							
	(2)	産第	美別実 属	星用率	-		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17	1

(3) 特例子会社の年度別設立件数 ・・・・・・・・・・18

地方公共団体における障害者の在職状況
(1) 法定雇用率 2.8%が適用される地方公共団体
①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
②障害種別在職状況・・・・・・・・・・・・・・・19
(2) 法定雇用率 2.7%が適用される教育委員会 ・・・・・・・・20
地方公共団体の各機関の状況
(1) 東京都の機関の状況 ・・・・・・・・・・・・・21
(2) 区市町村の機関の状況 ・・・・・・・・・・・21~23
独立行政法人等における障害者の雇用状況
(1) 概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況 ・・・・・・・・・・24

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前 年比増減(P)	達成割合(%)
	11,021,388.5	251,901.0 [203,653]	2.29	0.08	30.5
民間企業		[200,000]			
	(10,825,527.5)	(239,332.0)	(2.21)	(0.07)	(34.4)

^{※[]}内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1)都の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前 年比増減(P)	達成割合(%)
	35,429.0	1,177.0	3.32	0.03	100.0
都の機関		[922]			
	(34,708.5)	(1,141.5)	(3.29)	(0.33)	(100.0)

_(2)区市町村の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年 比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	78,829.0	2,071.5 [1,679]	2.63	0.02	33.3
	(77,655.5)	(2,025.0)	(2.61)	(0.05)	(63.0)
市町村の機関	35,717.5	923.0 [739]	2.58	0.13	56.5
	(35,513.5)	(871.0)	(2.45)	(0.08)	(58.7)
区市町村の機関	114,546.5	2,994.5 [2,418]	2.61	0.05	47.9
	(113,169.0)	(2,896.0)	(2.56)	(0.06)	(60.3)

[※]区市町村の機関のうち未達成であった38機関のうち5機関は、公表時点で達成済み

(3)東京都教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前 年比増減(P)
	50,548.0	985.5	1.95	0.00
東京都教育委員会		[778]		
	(49,623.0)	(965.5)	(1.95)	(0.11)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

O 3421134447	13 1 — 00 · 7				
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前 年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	176,340.0	5,100.0 [4,092]	2.89	0.05	78.6
	(174,961.0)	(4,962.5)	(2.84)	(0.08)	(84.1)
	13,020.5	276.5	2.12	0.08	60.0
地方独立行政法人等		[236]			
	(12,697.5)	(259.0)	(2.04)	(▲0.63)	(80.0)
	189,360.5	5,376.5	2.84	0.06	77.3
合 計		[4,328]			
	(187,658.5)	(5,221.5)	(2.78)	(0.02)	(83.8)

※独立行政法人等のうち未達成であった15機関のうちの11機関は、令和6年12月1日までに達成済み、1機関は、7月1日時点において、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が36.0人未満となっている。

- 注1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて 得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職 員数(旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立 行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

[※]地方独立行政法人等のうち未達成であった2機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

〈詳細表〉(令和6年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1)概況

①概況

		②法定雇用障害				③障害者の数(人)						
		者数の算定の基		B.重度身体障害 者、重度知的障害	C. 重度以外の身体 障害者、知的障害		E. 重度身体障害者、重度知的障害	F. 計		④実雇用率	⑤法定雇用率達	⑥法定雇用率達
区分	①企業数	礎となる労働者	者及び重度知的	者及び精神障害者	者及び精神障害者	害者である短時間	者及び精神障害者	$A \times 2 + B + C$	G. うち新規雇	F ÷ ② × 100	成企業の数	成企業の割合
		数	障害者	である短時間労働 者	(注3)		である特定短時間 労働者	+ (D+E) ×	用分		以正来 の数	成正来の引口
		(注1)	(注3)	(注3)			(注3)	0.5	(注4)			
	企業									%	企業	%
民間企業 〔2.5%〕	24,995	11,021,388.5	53,929	12,459	125,903	7,457	3,905	251,901.0	26,340.0	2.29	7,626	30.5
(2.0%)	(23,407)	(10,825,527.5)	(52,752)	(4,362)	(125,785)	(7,362)	(-)	(239,332.0)	(23,368.0)	(2.21)	8,057	(34.4)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた 労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び特定により、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者」を強いでは、1人を1カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者」を発神障害者とび特神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

②障害種別雇用状況

				②身:	体障害者の数	女(人)					③知	的障害者の数	女(人)				④精	神障害者の数	女(人)	
区分	①障害者の数 (人)(注1)	障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者 (注4)	外の身体障 害者	害者である	体障害者で ある特定短 時間労働者 (注4)	c+(d+e)×	g. うち新規	(注4)		外の知的障 害者	外の知的障 害者である 短時間労働	的障害者で ある特定短 時間労働者	c+(d+e)		害者	害者である	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)		g. うち新規 雇用分 (注5)
民間企業[2.5%]	251,901.0	44,606	3,524	47,114	3,972	1,413	142,542.5	10,412.5	9,323	825	29,386	3,485	214	50,706.5	4,434.0	49,403	8,110	2,278	58,652.0	11,493.5
民间正 耒[2.5%]	(239,332.0)	(43,764)	(3,581)	(47,089)	(4,016)	(-)	(140,206.0)	(9,555.5)	(8,988)	(781)	(28,119)	(3,346)	(-)	(48,549.0)	(4,184.5)	(43,102)	(7,475)	(-)	(50,577.0)	(9,628.0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは230f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間 以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6()内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況

①概況

UIM NL						③障害者の数(人)					
区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定 の基礎となる 労働者数(人) (注1)	者及び重度知的 障害者 (注3)	B.重度身体障害 者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である 短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	A×2+B+C+	G. うち新規雇用 分 (注4)	④ 実雇用率 F÷② ×100(%)	⑤法定雇用率 達成企業の数	⑥法定雇用率 達成企業の割 合(%)
	企業		Х		٨			Α.		96	企業	%
規模計	24,995	11,021,388.5	53,929	12,459	125,903	7,457	3,905	251,901.0	26,340.0	2.29	7,626	30.5
が (天前	(23,407)	(10,825,527.5)	(52,752)	(11,837)	(125,785)	(7,362)	(-)	(239,332.0)	(23,368.0)	(2.21)	(8,057)	(34.4)
40~	11,878	749,870.5	1,329	755	3,215	391	132	6,889.5	895.0	0.92	3,030	25.5
100人未満	(10,340)	(679,642.5)	(1,215)	(636)	(2,781)	(346)	(-)	(6,020.0)	(772.5)	(0.89)	(2,823)	(27.3)
100~	8,022	1,295,067.0	4,041	1,463	9,646	826	394	19,801.0	2,622.5	1.53	2,576	32.1
300人未満	(8,033)	(1,295,589.5)	(3,959)	(1,492)	(9,252)	(854)	(-)	(19,089.0)	(2,684.5)	(1.47)	(2,829)	(35.2)
300∼	1,901	699,495.0	2,865	848	6,549	449	259	13,481.0	1,635.0	1.93	571	30.0
500人未満	(1,871)	(688,099.0)	(2,853)	(821)	(6,312)	(445)	(-)	(13,061.5)	(1,632.0)	(1.90)	(666)	(35.6)
500∼	1,555	1,037,723.0	5,019	1,377	11,398	592	405	23,311.5	2,822.5	2.25	581	37.4
1,000人未満	(1,564)	(1,044,742.5)	(4,966)	(1,272)	(10,946)	(617)	(-)	(22,458.5)	(2,650.5)	(2.15)	(683)	(43.7)
1,000人以上	1,639	7,239,233.0	40,675	8,016	95,095	5,199	2,715	188,418.0	18,365.0	2.60	868	53.0
1,000人以上	(1,599)	(7,117,454.0)	(39,759)	(7,616)	(89,019)	(5,100)	(-)	(178,703.0)	(14,371.0)	(2.51)	(1,056)	(66.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

②障害種別雇用状況

				②身	体障害者の数	女(人)					③知	的障害者の数	女(人)				4 #	青神障害者の数	(人)	
区分	暗宝老の	a.重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者 (注4)	有	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者 (注4)	e.重度身体 障害者であ る特定短時 間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c +(d+e)× 0.5 (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間労 働者 (注4)	の知的障害 者		障害者であ る特定短時	f. 計 a×2+b+c +(d+e)× 0.5 (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	者	者である短時 間労働者	e.精神障害 者である特 定短時間労 働者(注4)	c+d+e×	g. うち新規雇用分 (注5)
40.4#=1	251,901.0	44,606	3,524	47,114	3,972	1,413	142,542.5	10,412.5	9,323	825	29,386	3,485	214	50,706.5	4,434.0	49,403	8,110	2,278	58,652.0	11,493.5
規模計	(239,332.0)	(43,764)	(3,581)	(47,089)	(4,016)	(-)	(140,206.0)	(9,555.5)	(8,988)	(781)	(28,119)	(3,346)	(-)	(48,549.0)	(4,184.5)	(43,102)	(7,475)	(-)	(50,577.0)	(9,628.0)
40~	6,889.5	1,228	178	1,714	212	58	4,483.0	/	101	36	410	179	7	741.0	/	1,091	541	67	1,665.5	
100人未満	(6,020.0)	(1,121)	(152)	(1,553)	(195)	(-)	(4,044.5)		(94)	(35)	(383)	(151)	(-)	(681.5)		(845)	(449)	(-)	(1,294.0)	
100~	19,801.0	3,640	462	4,226	518	147	12,300.5		401	101	1,565	308	31	2,637.5	/	3,855	900	216	4,863.0	
300人未満	(19,089.0)	(3,537)	(488)	(4,238)	(545)	(-)	(12,072.5)		(422)	(80)	(1,574)	(309)	(-)	(2,652.5)		(3,440)	(924)	(-)	(4,364.0)	
300~	13,481.0	2,440	258	2,600	257	95	7,914.0		425	58	1,214	192	15	2,225.5		2,735	532	149	3,341.5	
500人未満	(13,061.5)	(2,444)	(270)	(2,681)	(259)	(-)	(7,968.5)		(409)	(70)	(1,151)	(186)	(-)	(2,132.0)		(2,480)	(481)	(-)	(2,961.0)	
500∼	23,311.5	4,278	373	4,296	337	133	13,460.0		741	103	2,193	255	30	3,920.5		4,909	901	242	5,931.0	
1,000人未満	(22,458.5)	(4,259)	(364)	(4,314)	(360)	(-)	(13,376.0)		(707)	(115)	(2,112)	(257)	(-)	(3,769.5)		(4,520)	(793)	(-)	(5,313.0)	
1000 121	188,418.0	33,020	2,253	34,278	2,648	980	104,385.0		7,655	527	24,004	2,551	131	41,182.0		36,813	5,236	1,604	42,851.0	
1,000人以上	(178,703.0)	(32,403)	(2,307)	(34,303)	(2,657)	(-)	(102,744.5)	***************************************	(7,356)	(481)	(22,899)	(2,443)	(-)	(39,313.5)		(31,817)	(4,828)	(-)	(36,645.0)	The second second

注 1(2) の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

①概況

					3	障害者の数(.	人)				
区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数(人) (注1)	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重害身体 度者、障害 度者、 度者 の で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者である短時 間労働者 (注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	$A \times 2 + B + C + (D + E)$	G. うち新規 雇用分 (注4)	④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤実雇用率 対前年比増減 (P)
産業計	24,995	11,021,388.5	53,929	12,459	125,903	7,457	3,905	251,901.0	26,340.0	2.29	0.08
	(23,407)		(52,752)			(7,362)	(-)		(23,368.0)	(2.21)	(0.07)
農・林・漁業	14	2,737.5	10	0	26	0	0	46.0	1.0	1.68	▲ 0.36
	(14)	(5,987.0)	(20)			(0)	(-)	(122.0)	(10.0)	(2.04)	(▲ 0.06)
鉱業、採石業、	9	4,714.5	24	4	69	3	0	122.5	8.0	2.60	0.08
砂利採取業	(9)	(4,616.0)	(22)			(1)	(-)	(116.5)	(9.5)	(2.52)	(0.01)
建設業	1,113	358,147.5	2,035	245	3,524	94	42	7,907.0	686.5	2.21	0.06
	(1,022)	(356,279.0)	(2,000)		(3,526)	(94)	(-)	(7,656.0)	(547.0)	(2.15)	(0.06)
製 造 業	3,305	2,116,660.5	12,840	739	24,033	372	136	50,706.0	3,477.0		0.09
	(3,211)	(2,176,538.0)	(12,991)		(23,720)	(373)	(-)	(50,230.5)	(3,047.0)	(2.31)	(0.05)
食料品・たばこ	349 (349)	221,438.5 (232,901.0)	1,095 (1,119)	144 (155)	3,215 (3,255)	119 (115)	63	5,640.0 (5,619.5)	355.0 (320.0)	2.55 (2.41)	0.14 (0.04)
繊維工業	46	16,302.0	81	9	184	4	0	357.0	33.5	2.19	0.04
	(40) 28	(16,306.0) 6,924.0	(83) 36	(6)	(180) 77	(4)	(-)	(351.0) 150.5	(49.0) 25.0	(2.15) 2.17	(▲ 0.03) ▲ 0.04
木材·家具	(24)	(8,226.0)	(48)		(83)	(1)	(-)	(181.5)	(32.0)	(2.21)	(0.18)
パルプ・紙・印刷	419	133,379.5	706	58	1,517	30	9	3,006.5	203.5	2.25	0.06
// . 226 — alle	(407) 501	(133,632.0) 388.793.5	(703) 2.393	(58) 124	(1,487) 4,413	(22) 48	(-) 14	(2,930.0) 9.354.0	(188.5) 689.5	(2.19) 2.41	(▲ 0.02) 0.10
化学工業	(506)	(386,535.5)	(2,303)	(142)	(4,213)	(55)	(-)	(8,918.5)	(584.5)	(2.31)	(0.05)
窯業∙土石	78 (78)	38,803.0 (38,588.5)	220 (215)	13 (15)	390 (372)	(10)	3 (-)	848.5 (817.0)	53.0 (53.0)	2.19 (2.12)	0.07 (0.00)
수사 수교	60	68,739.5	437	11	831	9	1	1,721.0	90.0	2.50	0.00)
鉄鋼	(57)	(68,511.5)	(420)		(778)	(11)	(-)		(52.5)	(2.38)	(0.02)
非鉄金属	81 (75)	51,614.5 (50,057.5)	316 (289)	26 (22)	604 (544)	9 (12)	1 (-)	1,267.0 (1,135.0)	145.0 (103.5)	2.45 (2.27)	0.18 (0.03)
金属製品	273	84,033.5	471	32	874	14	2	60,197.0	112.0	71.63	69.48
亚属农吅	(259)	(85,411.5)	(470)		(878)	(19)	(-)		(133.0)	(2.15)	(0.07)
電気機械	384 (366)	459,430.5 (524,289.0)	3,254 (3,641)	(102)	4,856 (5,315)	38 (41)	12	11,501.0 (12,672.5)	609.5 (614.5)	2.50 (2.42)	0.08 (0.04)
その他機械	520	432,769.5	2,677	105	4,781	47	12	10,269.5	838.0	2.37	0.09
	(501) 566	(419,876.0) 214,432.5	(2,567) 1,154	(106) 104	(4,380) 2,291	(46) 45	(-) 19	(9,587.0) 4,735.0	(617.0) 323.0	(2.28) 2.21	(0.07) 0.07
その他	(549)	(212,203.5)	(1,133)		(2,235)	(37)	(-)		(299.5)	(2.14)	(0.05)
電気・ガス・熱供給	64	71,399.5	438	35	796	5	6	1,712.5	116.0	2.40	0.04
•水道業	(66)	(71,441.5)	(437)	(37)	(787)	(10)	(-)	(1,688.0)	(93.0)	(2.36)	(0.08)
kt 12 15 18	4,348	1,327,899.5	6,248	721	13,268	189	142	26,650.5	3,473.5	2.01	0.09
情報通信業	(3,963)	(1,256,837.0)	(5,758)	(645)	(12,351)	(192)	(-)	(24,166.0)	(2,986.5)	(1.92)	(0.05)
)田+人业 - 10 工业	1,353	554,884.0	2,961	493	7,061	429	190	13,785.5	993.0	2.48	0.07
運輸業、郵便業	(1,299)	(551,100.0)	(2,907)	(478)	(7,029)	(405)	(-)	(13,255.5)	(924.0)	(2.41)	(0.09)
	4,317	1,462,601.5	5,881	2,322	16,663	1340	993	31,913.5	3,060.5	2.18	0.05
卸売業、小売業	(4,096)	(1,441,057.0)	(5,818)			(1,410)	(-)	(30,697.0)	(3,063.0)	(2.13)	(0.10)
	614	626.415.5	3,645	208	7,615	94	27	15,173.5	1,459.5	2.42	0.06
金融業、保険業	(577)	(618,114.5)	(3,593)		·	(110)	(-)		(1,075.0)	(2.36)	(0.04)
	797	269,052.0	1,161	289	2,927	149	99	5,662.0	805.0	2.10	0.10
不動産業、物品賃貸業	(738)	(254,882.0)	(1,111)		·	(130)	(-)	(5,089.0)	(661.5)	(2.00)	(0.11)
学術研究、	1,868	866,999.5	3,923	978	10,838	613	297	20,117.0	2,265.0	2.32	0.06
字術研究、 専門・技術サービス業	(1,628)	(825,376.5)	(3,711)			(670)	(-)		(1,884.5)	(2.26)	(0.02)
———————— 宿泊業、	759	339,568.5	1,252	897	3,653	939	412	7,729.5	999.0	2.28	0.11
飲食サービス業	(698)	(316,315.5)	(1,181)			(803)	(-)		(689.0)	(2.17)	(0.04)
上汗眼浦井―ビュ巻	624	167,185.0	609	340	1,759	220	121	3,487.5	367.0	2.09	0.07
生活関連サービス業、 娯楽業	(590)	(155,999.0)	(570)		·	(221)	(-)		(359.5)	(2.02)	(0.08)
	558	188,183.5	810	303	1,711	90	46	3,702.0	515.5	1.97	0.13
教育·学習支援業	(540)	(186,430.5)	(760)		·	(85)	(-)		(454.0)	(1.84)	(0.03)
	1,699	507,974.5	2,131	1,720	5,754	941	401	12,407.0	1,676.5	2.44	0.08
医療、福祉	(1,572)	(500,082.0)	(2,070)		·	(878)	(-)		(1,505.5)	(2.36)	(0.12)
	62	22,969.0	100	83	259	28	4	558.0	43.0	2.43	0.12
複合サービス業	(58)	(22,139.0)	(97)			(16)	(-)		(62.0)	(2.27)	(0.22)
	3,491	2,123,800.0	9,861	3,082	25,947	1951	989	50,221.0	6,394.0	2.36	0.09
サービス業	·				·						
注 1(1)①の表と同じ	(3,326)	(2,082,333.0)	(9,706)	(2,920)	(25,744)	(1,964)	(-)	(47,333.0)	(5,997.0)	(2.27)	(80.0)

②障害種別雇用状況

				(2	身体障害	者の数(人	.)				別的障害	者の数(丿	.)		(4	精神障害	者の数(人	()
区分		①障害者の 数 (人) (注1)		体障害者 である短	c. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	d. 重度以 外の身体 障害者 ある短動 (注4)		f. 計 a×2+b +c+(d +e)×0.5 (注2) (注3)		b. 重度知 的障害者 である短 時間労働 者 (注4)	c. 重度以 外の知的 障害者 (注4)		e.重度知 的障害者 である時 定短働者 (注4)	f. 計 a×2+b +c+(d +e)×0.5 (注2) (注3)	c. 精神障 害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障 害者で短 時間労働 者 (注4)	f. 計 c+d+e ×0.5 (注3)
産業計		251,901.0	44,606	3,524	47,114	3,972	1,413	142,542.5	9,323	825	29,386	3,485	214	50,706.5	49,403	8,110	2,278	58,652.0
2277481		(239,332.0)	(43,764.0)	(3,581.0)	(47,089.0)	(4,016.0)	(-)	(140,206.0)	(8,988.0)	(781.0)	(28,119.0)	(3,346.0)	(-)	(48,549.0)	(43,102.0)	(7,475.0)	(-)	(50,577.0)
農・林・	漁業	46.0	10	0	15	0	0	35.0	0	0	2	0	0	2.0	9	0	0	9.0
		(122.0)	(18)	(1)	(34)	(0)	(-)	(71.0)	(2)	(0)	(23)	(0)	(-)	(27.0)	(23)	(1)	(-)	(24.0)
鉱業、採石業 砂利採取業	Ě.	122.5	23	2	53	3	0	102.5	1 (1)	0	0	0	0	2.0	16	2	0	18.0
		7,907.0	1,920	(1) 72	(53) 1,862	(0) 76	(-)	(96.0) 5,821.5	(1)	(0)	(0)	(1)	(-)	(2.5) 564.5	1,345	(1) 165	(-)	(18.0) 1,521.0
建設業	Ě	(7,656.0)	(1,897)	(76)	(1,878)	(80)	(-)	(5,788.0)	(103)	(7)	(282)	(14)	(-)	(502.0)	(1,216)	(150)		(1,366.0)
		50,706.0	10,476	274	10,298	213	55	31,658.0	2,364	76	6,786	159	5	11,672.0	6,949	389	76	7,376.0
製 造 業	É	(50,230.5)	(10,732)	(288)	(10,628)	(212)	(-)	(32,486.0)	(2,259)	(54)	(6,526)	(161)	(-)	(11,178.5)	(6,188)	(378)	(-)	(6,566.0)
食料品・た	たばこ	5,640.0	802	43	1,106	48	24	2,789.0	293	30	1,436	71	2	2,088.5	673	71	37	762.5
繊維工業	ŧ	(5,619.5) 357.0	(839) 71	(51) 3	(1,167) 88	(43) 4	(-) 0	(2,917.5) 235.0	(280) 10	(18) 0	(1,397) 36	(72) 0	(-) 0	(2,011.0) 56.0	(605) 60	(86) 6	(-) 0	(691.0) 66.0
		(351.0) 150.5	(76) 33	(3)	(91) 18	(3)	(-)	(247.5) 84.5	(7)	(0)	(33) 15	(1)	(-)	(47.5) 22.0	(53) 44	(3)	(-)	(56.0) 44.0
木材·家县	ı	(181.5) 3.006.5	(46) 627	(2) 15	(25) 685	(1)	(-) 4	(119.5) 1.962.5	(2) 79		(15) 317	(0) 17	(-) 0	(19.0) 486.5	(40) 515	(3) 40	(-) 5	(43.0) 557.5
パルプ・紙	・印刷	(2,930.0)	(630)	(22)	(684)	(10)	(-)	(1,971.0)	(73)	(4)	(305)	(12)	(-)	(461.0)	(466)	(32)	(-)	(498.0)
化学工業	Ė	9,354.0 (8,918.5)	1,943 (1,925)	47 (58)	2,037 (2,019)	35 (43)	6 (-)	5,990.5 (5,948.5)	450 (378)	9 (14)	1,028 (947)	13 (12)	(-)	1,944.0 (1,723.0)	1,348 (1,177)	68 (70)	7 (-)	1,419.5 (1,247.0)
窯業・土	石	848.5 (817.0)	163 (161)	5 (8)	163 (154)	3 (4)	1 (-)	496.0 (486.0)	57 (54)	1 (2)	141 (132)	5 (6)	0 (-)	258.5 (245.0)	86 (81)	7 (5)	2 (-)	94.0 (86.0)
鉄鋼		1,721.0	338	10	383	7	1	1,073.0	99	0	204	2	0	403.0	244	1	0	245.0
非鉄金属	2	(1,632.5) 1,267.0	(330) 207	(9) 8	(373) 241	(11)	(-)	(1,047.5) 667.5	(90) 109	(0)	(189) 176	(0)	(-)	(369.0) 396.5	(214) 187	(2) 16	(-)	(216.0) 203.0
		(1,135.0) 60,197.0	(185) 390	(6) 11	(235) 349	(10) 10	(-) 0	(616.0) 1,145.0	(104) 81	(1)	(157) 233	(2)	(-) 0	(367.0) 400.0	(137) 292	(15) 18	(-) 2	(152.0) 58,652.0
金属製品	Ä	(1,837.5)	(381)	(9)	(357)	(10)	(-)	(1,133.0)	(89)	(1)	(232)	(9)	(-)	(415.5)	(274)	(15)	(-)	(289.0)
電気機械	芨	11,501.0 (12,672.5)	2,721 (3,098)	52 (48)	2,215 (2,581)	24 (26)	5 (-)	7,723.5 (8,838.0)	533 (543)	9 (7)	1,245 (1,378)	14 (15)	(-)	2,327.5 (2,478.5)	1,396 (1,309)	51 (47)	6 (-)	1,450.0 (1,356.0)
その他機	ŧ械	10,269.5 (9,587.0)	2,262 (2,179)	54 (47)	2,061 (1,985)	35 (31)	5 (-)	6,659.0 (6,405.5)	415 (388)	7 (3)	1,313 (1,130)	12 (15)	1 (-)	2,156.5 (1,916.5)	1,407 (1,209)	44 (56)	6 (-)	1,454.0 (1,265.0)
その他		4,735.0	919	26	952	25	8	2,832.5	235	11	642	20	0	1,133.0	697	67	11	769.5
電気・ガス・熱	./# <u>&</u> △	(4,548.5) 1,712.5	(882) 376	(25) 17	(957) 441	(20)	(-)	1,214.0	(251) 62	(4)	(611) 139	(17)	(-)	(1,125.5) 265.5	(623) 216	(44)	(-)	(667.0)
・水道業	* I7T-IP-D	(1,688.0)	(384)	(20)	(451)	(9)	(-)	(1,243.5)	(53)	(2)	(129)	(1)	(-)	(237.5)	(192)	(15)	(-)	(207.0)
はおる 一米		26,650.5	5,574	198	4,977	147	35	16,414.0	674	8	1,094	42	0	2,471.0	7,197	515	107	7,765.5
情報通信業		(24,166.0)	(5,274)	(192)	(4,880)	(149)	(-)	(15,694.5)	(484)	(11)	(953)	(43)	(-)	(1,953.5)	(6,076)	(442)	(-)	(6,518.0)
運輸業、郵便	五坐	13,785.5	2,446	156	3,031	227	66	8,225.5	515	40	2,064	202	14	3,242.0	1,966	297	110	2,318.0
建棚木、 野肉	**	(13,255.5)	(2,399)	(173)	(3,014)	(238)	(-)	(8,104.0)	(508)	(37)	(1,955)	(167)	(-)	(3,091.5)	(1,792)	(268)	(-)	(2,060.0)
卸売業、小売	も業	31,913.5	4,634	534	5,161	604	284	15,407.0	1,247	169	5,477	736	60	8,538.0	6,025	1,619	649	7,968.5
	57,1	(30,697.0)	(4,591)	(541)	(5,101)	(639)	(-)	(15,143.5)	(1,227)	(156)	(5,374)	(771)	(-)	(8,369.5)	(5,568)	(1,616)	(-)	(7,184.0)
金融業、保険	食業	15,173.5	3,365	101	3,948	88	15	10,830.5	280	7	825	6	0	1,395.0	2,842	100	12	2,948.0
		(14,583.0)	(3,337)	(79)	(3,991)	(106)		(10,797.0)	(256)	(3)	(770)	(4)	(-)		(2,425)	(74)		(2,499.0)
不動産業、物品質	賃貸業	5,662.0	1,043	106	1,257	109	54	3,530.5	118	8	407	40	0	671.0	1,263	175	45	1,460.5
学術研究、		(5,089.0)	(1,006)	(87)	(1,181)	(101)		(3,330.5)	(105)	(7)	(349)	(29)	(-)	(580.5)	(1,053)	(125)		(1,178.0)
専門・技術サー	ビス	20,117.0 (18,665.0)	3,157	248 (288)	3,460 (3,369)	263	101	10,204.0 (9,804.0)	766 (710)	(73)	2,915 (2,734)	350 (380)	(-)	4,690.5 (4,417.0)	4,463 (3,782)	663 (662)	193	5,222.5
* 	-	7,729.5	701	233	855	306	147	2.716.5	551	151	1.886	633	38	3.474.5	912	513	227	1,538.5
宿泊業、 飲食サービス	ス業	(6,855.5)	(676)	(234)	(824)	(291)		(2,555.5)	(505)		(1,752)	(512)	(-)	,	(752)	(407)		(1,159.0)
止 (7月1年11 12 -		3,487.5	431	89	494	117	39	1,523.0	178	33	690	103	11	1,136.0	575	218	71	828.5
生活関連サービス 娯楽業	人来、	(3,152.5)	(395)	(81)	(481)	(122)	(-)	(1,413.0)	(175)	(27)	(608)	(99)	(-)		(524)	(181)	(-)	(705.0)
***	- 142 400	3,702.0	701	81	659	68	14	2,183.0	109	4	236	22	3	470.5	816	218	29	1,048.5
教育·学習支	と 接業	(3,433.5)	(654)	(74)	(643)	(67)	(-)	(2,058.5)	(106)	(4)	(224)	(18)	(-)	(449.0)	(706)	(220)	(-)	(926.0)
医療、福祉		12,407.0	1,780	373	2,233	429	136	6,448.5	351	128	1,353	512	41	2,459.5	2,168	1,219	224	3,499.0
区 僚、 抽仙		(11,786.0)	(1,731)	(391)	(2,223)	(394)	(-)	(6,273.0)	(339)	(121)	(1,347)	(484)	(-)	(2,388.0)	(1,947)	(1,178)	(-)	(3,125.0)
複合サービス	ス業	558.0	88	16	100	6	1	295.5	12	7	52	22	0	94.0	107	60	3	168.5
メロッ □ノ	、木	(503.0)	(84)	(8)	(98)	(7)	(-)	(277.5)	(13)	(8)	(66)	(9)	(-)	(104.5)	(89)	(32)	(-)	(121.0)
サービス業		50,221.0	7,881	1,024	8,270	1,312	443	25,933.5	1,980	117	5,143	639	38	9,558.5	12,534	1,941	508	14,729.0
、こへ来	きと同じ	(47,333.0)	(7,564)	(1,047)	(8,240)	(1,311)	(-)	(25,070.5)	(2,142)	(148)	(5,027)	(653)	(-)	(9,785.5)	(10,752)	(1,725)	(-)	(12,477.0)

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

							<u>(各年6月1E</u>	坩塊仕)
	企業数	雇用率の基礎とな る労働者数	対前年 増減数	障害者の数 (注)	対前年 増減数	実雇用率 (%)	対前年 増減(p)	法定雇 用率
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	1.5%
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	+
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	
10	12,257	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	+
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	1.8%
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	1 46,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
23	15,798	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲0.02	
24	16,062	8,544,360.0	132,832.0	141,453.5	5,984.5	1.66	0.05	
25	17,626	8,696,239.5	151,879.5	149,245.0	7,791.5	1.72	0.06	2.0%
26	17,827	8,907,252.0	211,012.5	157,884.5	8,639.5	1.77	0.05	
27	18,013	9,149,212.0	241,960.0	165,978.0	8,093.5	1.81	0.04	
28	18,640	9,409,842.5	260,630.5	173,570.0	7,592.0	1.84	0.03	
29	18,901	9,644,448.0	234,605.5	180,965.0	7,395.0	1.88	0.04	—
30	20,843	9,967,709.5	323,261.5	193,794.0	12,829.0	1.94	0.06	2.2%
令和元年	21,184	10,204,603.0	236,893.5	204,464.5	10,670.5	2.00	0.06	
2年	21,680	10,351,904.0	147,301.0	211,492.0	7,027.5	2.04	0.04	—
3年	22,585	10,506,667.5	154,763.5	219,531.5	8,039.5	2.09	0.05	2.3%
4年	23,108	10,651,712.5	145,045.0	228,475.5	8,944.0	2.14	0.05	
5年	23,407	10,825,527.5	173,815.0	239,332.0	10,856.5	2.21	0.07	
6年	24,995	11,021,388.5	195,861.0	251,901.0	12,569.0	2.29	0.08	2.5%

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年

-身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者

平成5年~平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント) (※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を 取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

EV					②不	足数				3
区分	法定雇用率 未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	障害者の数が0人 である企業数
規模計	17,369 (100.0%)	9,292 (53.5%)	4,110 (23.7%)	1,698 (9.8%)	990 (5.7%)	1,084 (6.2%)	152 (0.9%)	36 (0.2%)	7 (0.0%)	9,785 (56.3%)
40-100人未満	8,848 (100.0%)	7,451 (84.2%)	1,397 (15.8%)	-	- -	- -	- -	-	=	8,487 (95.9%)
100-300人未満	5,446 (100.0%)	1,433 (26.3%)	2,208 (40.5%)	1,156 (21.2%)	459 (8.4%)	190 (3.5%)	_	-	<u>-</u>	1,279 (23.5%)
300-500人未満	1,330 (100.0%)	187 (14.1%)	247 (18.6%)	282 (21.2%)	273 (20.5%)	336 (25.3%)	5 (0.4%)	<u>-</u>	-	1
500-1,000人未満	974 (100.0%)	142 (14.6%)	166 (17.0%)	161 (16.5%)	166 (17.0%)	307 (31.5%)	32 (3.3%)	-	<u>-</u>	()
1,000人以上	771 (100.0%)	79 (10.2%)	92 (11.9%)	99 (12.8%)	92 (11.9%)	251 (32.6%)	115 (14.9%)	36 (4.7%)	7 (0.9%)	(0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

① 概況

		障害者の雇用の	の促進等に関する法律	*別表に掲げる種類別の)身体障害者数	
区分				肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
		平衡機能障害者	そしゃく機能障害者			
	人	人	人	人	人	人
民間企業	5, 795	12, 038	1, 080	40, 263	28, 888	88, 064
民间主来						
	(5,786)	(12, 214)	(1, 104)	(42,543)	(29, 153)	(90,800)

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

② 企業規模別の雇用状況

			障害者の	り雇用の	の促進等に関	する法律	뮝	別表に掲げる種類別の	り身体障害者数	
区分	視覚障害者		聴覚又は 平衡機能障害	者	音声・言語・ そしゃく機能隊	宇害者	月	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40~ 100人未満		人 186		人 224		人 42		人 998	人 1, 055	人 2, 505 0
	(158	3)	(196)	(33)	Ĺ	(1,057)	(1,022)	(2,466)
100~		471		660		77		2, 917	2, 677	6, 802
	(488	5)	(683)	(85)	l	(3, 171)	(2,867)	(7,291)
300~		320		479		61		1, 983	1, 632	4, 475
	(349)	(509)	(53)	l	(2, 160)	(1,789)	(4,860)
500~ 1000人未満		638	1,	028		113		3, 410	2, 899	8, 088
	(632	2)	(1,000)	(102)	l	(3,569)	(2,916)	(8, 219)
1,000人以上		4, 180	9,	647		787		30, 955	20, 625	66, 194
N (1) 0 -	(4, 16	62)	(9,826)	(831)	Ĺ	(32, 586)	(20, 559)	(67, 964)

注 1(6)①の表と同じ。

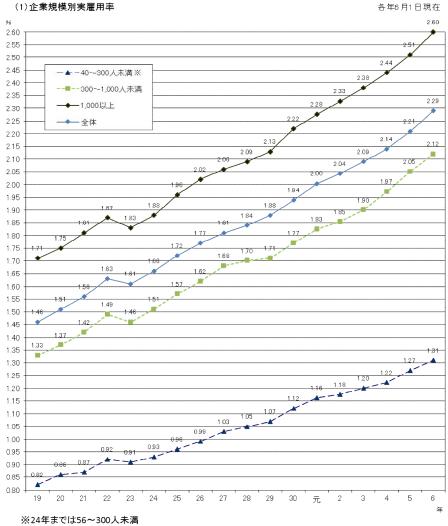
③ 産業別の雇用状況

				障害	者の雇用			る法律	別表	そに掲げる種類別	刊の	身体障害	首数		
区分	視覚障	害者		聴覚又は 平衡機能®		そ	声・言語・ しゃく機能隊	害者	肢化	本不自由者		内部障害者	Í	Jm.	身体障害者計
農、林、漁業			人 2		人 1			人 0		9	人		9		21
鉱業,採石業,	(2	3	(:	10) (1	0	ı	23)	(1	8 20)	(47) 74
砂利採取業	,		,	(1) (Ť	١.		\	,			
建設業	(3	183	(1	366	, (1	56	- (39 1,512)	(1	1,395)	(74) 3, 512
	(177)	(38	32) (53)	(1,662)	(1,	154)	(3,728)
製造業			946		3,608			241		8,875			5,956		19, 626
電気・ガス・熱供給	(991	45	(3, '	722) 67) (243	9	1	9, 397 373)	(6, 2	249)	(20, 642) 743
•水道業	(46)	(7	0) (6)	,	412)	(25	59)	(793)
情報通信業		10	934		1,249			99		4,567		(2	3,183		10, 032
運輸業,郵便業	(896	232	(1,:	203) 587) (99	76	1	4, 506 2,272)	(3, (1,841)	(9, 752) 5, 008
	(211)	(59	91) (78)	(2, 301)	(1,8	884)	(5,065)
卸売業,小売業		211	636	, ,	1,215			128		4,146	<i>′</i>	(1, (3,421		9, 546
金融業,保険業	(638	447	(1,	1,364) (132	64	1	4, 329 3,362)	(3, 3	1,643)	(9, 656) 6, 880
	(439)	(1.:	375) (59)	,	3, 557)	(1, (77)	(7, 107)
不動産業,物品賃貸業		100	154	, 1,	204			31		1,065	ĺ	(1,	865		2, 319
NA Chryste who	(148)	(18	/) (26	71	1	1,060)	(8)	(2, 254)
学術研究, 専門・技術サービス業	(470	508	(8	857 49) (56)		3,295 3,238)	(1,9	2,057)	6, 788 (6, 541)
宿泊業, 飲食サービス業		410	100	1 0-	310	Ì	30	43	ľ	678	ĺ	(1,;	684		1, 815
生活関連サービス業、	(96	77	(29	163) (40	9	1	714 424)	(65	329)	(1,779)
娯楽業															
教育,学習支援業	(79	113	(14	120) (24	19	1	445 593)	(28	458)	(975) 1, 303
	(112)	(1	17)) (17)	(629)	(45	3)	(1,328)
医療,福祉			542		349			64		1,989			1,324		4, 268
複合サービス事業	(532	13	(34	13) (66	3	1	2, 051 92)	(1,	76)	(4, 340) 197
	(15)	(1	3)) (5)	(91)	(6	6)	(190)
サービス業		-10	860		1,555			167		6,970	1	. 0	5,378		14, 930
	(931)	(1,	708) (198)	(8, 089)	(5, 6	503)	(16, 529)

注 1(6)①の表と同じ。

16

2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)

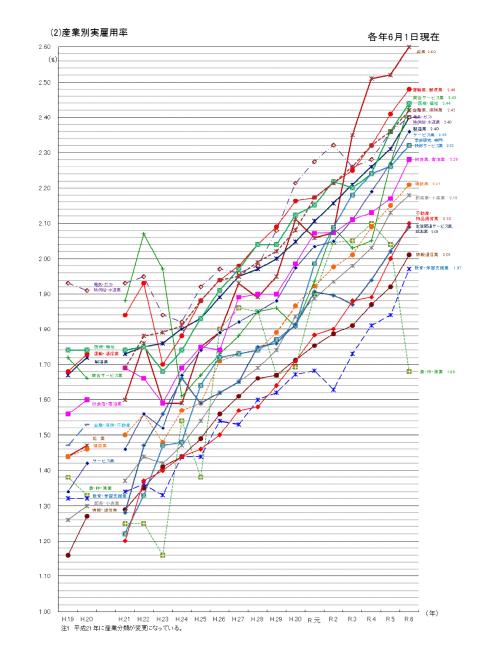


※25年から29年までは50~300人未満

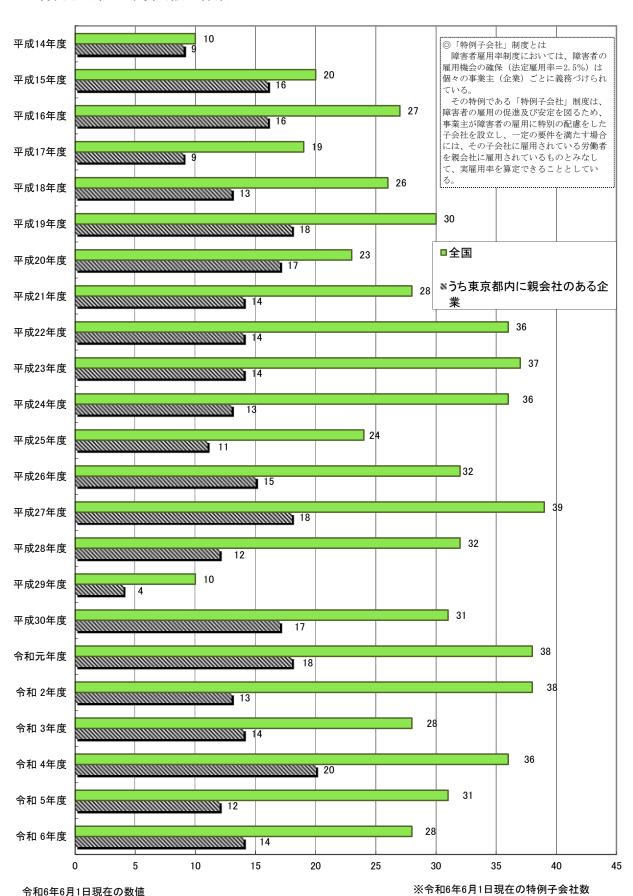
※30年から2年までは45.5~300人未満

※3年から5年までは43.5~300人未満

※6年からは40~300人未満



(3)特例子会社の年度別設立件数



全国:614社

____ (うち東京都内に親会社のある企業:297社)

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.8%が適用される地方公共団体

U 194.7/L					(3	障害者の数(人	()					
区分	①機関数(機関)	質定の基礎と	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をである短時間勤務職員(注3)	C.重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者(注3)	及7%知的障	E.重度身体障害者、重度身体障害者、重度を 事者を事務を 動障障害者をである特定に 動動動動 (注3)		G.うち新規雇 用分(注4)	④実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
都の機関	9	35,429.0	281	46	543	51	1	1,177.0	66.5	3.32	0.03	0.0
有130万代(美)	(9)	(34,708.5)	(278)	(46)	(513)	(53)	(-)	(1,141.5)	(75.0)	(3.29)	(0.33)	(0.0)
区の機関	27	78,829.0	438	144	1,006	77	14	2,071.5	183.5	2.63	0.02	139.5
区の成例	(27)	(77,655.5)	(446)	(135)	(962)	(72)	(-)	(2,025.0)	(174.5)	(2.61)	(0.05)	(44.0)
市町村の機関	46	35,717.5	209	62	418	46	4	923.0	97.5	2.58	0.13	85.0
川町竹の焼料	(46)	(35,513.5)	(215)	(39)	(382)	(40)	(-)	(871.0)	(99.5)	(2.45)	(0.08)	(73.5)
計	82	149,975.5	928	252	1,967	174	19	4,171.5	347.5	2.78	0.05	224.5
ĒΤ	(82)	(147,877.5)	(939)	(220)	(1,857)	(165)	(-)	(4,037.5)	(349.0)	(2.73)	(0.11)	(117.5)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者 である短時間動務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントと
 - ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
 - 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
 - 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
 - 6 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③F欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

② 隋宝種別在職状況

<u> </u>	収1人ル																			
				②身(本障害者の数	(人)					③知	的障害者の数	(人)				④ 精	神障害者の数	女(人)	
	①障害者の	a. 重度身体	b. 重度身体	c. 重度以外	d. 重度以外	e. 重度身体	f. 計		a. 重度知的	b. 重度知的	c. 重度以外	d. 重度以外	e. 重度知的	f. 計		c. 精神障害	d. 精神障害	e. 精神障害	f. 計	
区分	①障害者の 数(人) (注1)	障害者 (注4)					a×2+b+c +(d+e)×			障害者であ る短時間労		の知的障害 者である短	障害者であ る特定短時	a×2+b+c +(d+e)×	g. うち新規 雇用分	者 (注4)	者である短	者である特 定短時間労	c+d+e×	g. うち新規
	(注1)	(,±4)	るな时间カ 働者	1 1 (注4)	時間勤務職	間勤務職員	0.5	(注5)	(注4)	るな时间カ 働者	(注4)	時間勤務職		0.5	(注5)	(注4)		たな时间カ 働者	(注3)	雇用分 (注5)
			(注4)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	員(注4)	(注4)	(注2)(注3)	,		(注4)	,,,,,		(注4)	(注2)(注3)			(, ,,	(注4)	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
都の機関	1,177.0	281	29	310	40	0	921.0	20.5	0	0	32	11	0	37.5	13.5	201	17	1	218.5	32.5
旬のが成実	(1,141.5)	(278)	(32)	(312)	(44)	(-)	(922.0)	(28.0)	(0)	(0)	(25)	(9)	(-)	(29.5)	(9.0)	(176)	(14)	(-)	(190.0)	(38.0)
区の機関	2,071.5	431	45	523	62	9	1,465.5	65.0	7	3	27	15	0	51.5	9.5	456	96	5	554.5	109.0
区の版图	(2,025.0)	(441)	(49)	(546)	(57)	(-)	(1,505.5)	(68.0)	(5)	(4)	(26)	(15)	(-)	(47.5)	(6.5)	(390)	(82)	(-)	(472.0)	(100.0)
市町村の機関	923.0	209	18	256	34	0	709.0	46.5	0	2	10	12	0	18.0	3.5	152	42	4	196.0	47.5
川川川竹りの放送	(871.0)	(215)	(13)	(254)	(27)	(-)	(710.5)	(65.5)	(0)	(0)	(9)	(13)	(-)	(15.5)	(4.0)	(119)	(26)	(-)	(145.0)	(30.0)
= +	4,171.5	921	92	1,089	136	9	3,095.5	132.0	7	5	69	38	0	107.0	26.5	809	155	10	969.0	189.0
ā I	(4,037.5)	(934)	(94)	(1,112)	(128)	(-)	(3,138.0)	(161.5)	(5)	(4)	(60)	(37)	(-)	(92.5)	(19.5)	(685)	(122)	(-)	(807.0)	(168.0)

- 注11 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
 - 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 - 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、
 - 1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
 - 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
 - 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
 - 7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

	【参考】地	<u>方公共団体</u>		『位別の雇用身体														※実人数
ı		#4	視り	1障害	聴覚又は	音声·言語·			肢体不自由						内部障害			
	地方公共団体	A I	視力障害	視野障害	平衡機能障害	そしゃく	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
١		2,247	97	72	206	20	266	585	143	154	56	339	171	8	78	20	20	12

(2) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会

区分	①機関数(機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)(注 1)	③障害者の数(人) (注2)	うち新規雇用 分	④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
東京都教育委員会	1	50,548.0	985.5	72.5	1.95	0.00	378.5
米尔即 教月女貝云	(1)	(49,623.0)	(965.5)	(109.0)	(1.95)	(0.11)	(274.5)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除 外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者及び重度知 的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的 障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員につい ては法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。 ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとして
 - 3 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
 - 4 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
 - 5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 東京都の機関の状況(法定雇用率2.8%)

		都の	機関			①法定雇用障害数の算定 の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数	備考
1	知	事		部	局	23,224.5	756.5	3.26	0.0	
2	議		会		局	156.0	5.0	3.21	0.0	
3	人	事	委	員	会	61.5	5.0	8.13	0.0	
4	監	査	事	務	局	89.0	2.0	2.25	0.0	
5	交		通		局	2,065.0	89.0	4.31	0.0	
6	水		道		局	2,654.0	92.0	3.47	0.0	
7	下	水		道	局	1,424.5	54.5	3.83	0.0	
8	警		視		庁	4,826.0	139.0	2.88	0.0	
9	東	京	消	防	庁	928.5	34.0	3.66	0.0	
	東京都の機関合計					35,429.0	1,177.0	3.32	0.0	

(2) 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	の機関	①法定雇用障害数の算定 の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数	備考
1 千代田区		1,436.5	34.5	2.40	5.5	特例承認あり(注4)
2 中央区		1,818.0	51.0	2.81	0.0	特例承認あり(注4)
3 港区		2,340.0	68.0	2.91	0.0	特例承認あり(注4)
4 新宿区		3,418.0	96.0	2.81	0.0	特例承認あり(注4)
5 文京区		2,761.5	56.0	2.03	21.0	特例承認あり(注4)
6 台東区		2,349.0	58.5	2.49	6.5	特例承認あり(注4)
7 墨田区		2,575.5	74.5	2.89	0.0	特例承認あり(注4)
8 江東区		2,980.5	77.5	2.60	5.5	特例承認あり(注4)
9 品川区		3,059.5	72.0	2.35	13.0	特例承認あり(注4)
10 目黒区		2,755.0	67.0	2.43	10.0	特例承認あり(注4)
11 大田区		5,176.5	131.5	2.54	12.5	特例承認あり(注4)
12 世田谷区		6,877.0	181.5	2.64	10.5	特例承認あり(注4)
13 渋谷区		2,371.0	65.5	2.76	0.5	特例承認あり(注4)
14 中野区		2,595.0	66.0	2.54	6.0	特例承認あり(注4)
15 杉並区		4,039.0	109.0	2.70	4.0	特例承認あり(注4)
16 豊島区		2,783.5	69.0	2.48	8.0	特例承認あり(注4)
17 北区		2,767.0	78.0	2.82	0.0	特例承認あり(注4)
18 荒川区		2,956.0	71.5	2.42	10.5	特例承認あり(注4)
19 板橋区		4,148.0	108.0	2.60	8.0	特例承認あり(注4)
20 練馬区		4,985.5	144.5	2.90	0.0	特例承認あり(注4)
21 足立区		4,967.0	137.0	2.76	2.0	特例承認あり(注4)(注6①)
22 葛飾区		3,784.5	103.5	2.73	1.5	特例承認あり(注4)
23 江戸川区		4,676.0	117.5	2.51	12.5	特例承認あり(注4)
24 特別区人事	•厚生事務組合	255.5	9.0	3.52	0.0	特例承認あり(注4)
25 特別区競馬	組合	91.0	2.0	2.20	0.0	
26 東京23区清	掃一部事務組合	788.0	23.0	2.92	0.0	
27 東京都後期	高齢者医療広域連合	75.0	0.0	0.00	2.0	
区の機	関の合計	78,829.0	2,071.5	2.63	139.5	

	市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数	備考
1	八王子市	3,901.0	101.0	2.59	8.0	特例承認あり(注4)
2	立川市	1,214.0	36.0	2.97	0.0	
3	立川市教育委員会	264.5	7.0	2.65	0.0	
4	武蔵野市	1,361.0	41.0	3.01	0.0	特例承認あり(注4)
5	三鷹市	1,117.5	31.5	2.82	0.0	
6	三鷹市教育委員会	269.5	9.0	3.34	0.0	
7	青梅市	1,072.5	28.0	2.61	2.0	特例承認あり(注4)
8	市立青梅総合医療センター	584.5	15.0	2.57	1.0	
9	府中市	1,821.0	40.0	2.20	10.0	特例承認あり(注4)
10	昭島市	893.5	21.0	2.35	4.0	特例承認あり(注4)
11	調布市	1,234.0	34.0	2.76	0.0	特例承認あり(注4)
12	町田市	3,312.5	83.0	2.51	9.0	特例承認あり(注4)
13	小金井市	949.0	30.0	3.16	0.0	特例承認あり(注4)
14	小平市	984.5	29.0	2.95	0.0	
15	小平市教育委員会	285.5	8.0	2.80	0.0	
16	日野市	1,778.0	35.0	1.97	14.0	特例承認あり(注4)
17	東村山市	865.0	25.0	2.89	0.0	
18	東村山市教育委員会	224.0	9.5	4.24	0.0	
19	国分寺市	993.0	29.0	2.92	0.0	特例承認あり(注4)
20	国立市	955.0	26.0	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
21	福生市	473.5	14.5	3.06	0.0	特例承認あり(注4)
22	狛江市	710.5	21.0	2.96	0.0	特例承認あり(注4)
23	東大和市	734.5	16.0	2.18	4.0	特例承認あり(注4)(注6②)
24	清瀬市	626.5	18.0	2.87	0.0	特例承認あり(注4)
25	東久留米市	921.5	26.0	2.82	0.0	特例承認あり(注4)
26	武蔵村山市	575.5	11.0	1.91	5.0	特例承認あり(注4)
27	多摩市	1,064.0	25.0	2.35	4.0	特例承認あり(注4)
28	稲城市	1,137.0	24.0	2.11	7.0	特例承認あり(注4)
29	羽村市	487.0	12.0	2.46	1.0	特例承認あり(注4)(注6③)
30	あきる野市	677.5	16.0	2.36	2.0	特例承認あり(注4)(注6④)
31	西東京市	1,503.5	42.5	2.83	0.0	特例承認あり(注4)
32	瑞穂町	313.0	5.0	1.60	3.0	
33	日の出町	191.5	5.0	2.61	0.0	
34	檜原村	64.0	1.0	1.56	0.0	
35	奥多摩町	91.5	2.0	2.19	0.0	
36	大島町	166.5	3.0	1.80	1.0	
37	新島村	155.0	3.0	1.94	1.0	
38	神津島村	126.0	4.5	3.57	0.0	
39	三宅村	89.5	2.0	2.23	0.0	
40	八丈町	146.5	3.0	2.05	1.0	
41	小笠原村	123.5	0.0	0.00	3.0	
42		269.5	5.0	1.86	2.0	(注6⑤)
43	阿伎留病院企業団	274.5	9.5	3.46	0.0	
44	昭和病院企業団	610.0	14.0	2.30	3.0	
45	八丈町公営企業	49.0	1.0	2.04	0.0	
46	東京市町村総合事務組合	57.0	1.0	1.75	0.0	
	市町村の機関の合計	35,717.5	923.0	2.58	85.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除 外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数 (1未満の端数切り捨て) から②欄の障害者の数 を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 (注4)の機関は、特例認定を受けている。
 - 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

特例認定一覧				
認定地方機関(A)		みなされることと	なる機関(B)	
千代田区	千代田区教育委員会			
中央区	中央区教育委員会			
港区	港区教育委員会			
新宿区	新宿区教育委員会			
文京区	文京区教育委員会	文京区議会	文京区監査委員	文京区選挙管理委員会
台東区	台東区教育委員会	台東区議会	台東区監査委員	台東区選挙管理委員会
墨田区	墨田区教育委員会			
江東区	江東区教育委員会	江東区議会	江東区監査委員	江東区選挙管理委員会
品川区	品川区教育委員会	品川区議会	品川区監査委員	品川区選挙管理委員会
目黒区	目黒区教育委員会			
大田区	大田区教育委員会			
世田谷区	世田谷区教育委員会	世田谷区議会	世田谷区監査委員	世田谷区選挙管理委員会
渋谷区	渋谷区教育委員会	渋谷区議会事務局	渋谷区監査委員事務局	渋谷区選挙管理委員会事務局
中野区	中野区教育委員会			
杉並区	杉並区教育委員会			
豊島区	豊島区教育委員会			
北区	北区教育委員会			
荒川区	荒川区教育委員会	荒川区監査委員		
板橋区	板橋区教育委員会			
練馬区	練馬区教育委員会			
足立区	足立区教育委員会	足立区選挙管理委員会事務局	足立区監査事務局	足立区区議会事務局
葛飾区	葛飾区教育委員会			
江戸川区	江戸川区教育委員会			
特別区人事•厚生事務組合	特別区人事委員会			
八王子市	八王子市教育委員会			
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部		
青梅市	青梅市教育委員会			
府中市	府中市教育委員会			
昭島市	昭島市教育委員会			
調布市	調布市教育委員会			
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院		
小金井市	小金井市教育委員会			
日野市	日野市教育委員会	日野市立病院		
国分寺市	国分寺市教育委員会			
国立市	国立市教育委員会			
福生市	福生市教育委員会			
狛江市	狛江市教育委員会			
東大和市	東大和市教育委員会			
清瀬市	清瀬市教育委員会			
東久留米市	東久留米市教育委員会			
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会			
多摩市	多摩市教育委員会			
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院		
羽村市	羽村市教育委員会			
あきる野市	あきる野市教育委員会			
西東京市	西東京市教育委員会			

- 5 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が36.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の雇用義務が発生していないため、省略した。
- 6 ①足立区においては11月30日時点において、障害者の数140.0人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。
 - ②東大和市においては8月21日時点において、障害者の数21.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。
 - ③羽村市においては10月31日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率3.08%、不足数0.0人となっている。
 - ④あきる野市においては10月1日時点において、障害者の数18.0人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。
 - ⑤福生病院企業団においては7月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.61%、不足数0.0人となっている。
- 7 この集計結果は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

5 独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1)概況

- 4	(1) 2020											
	区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	//.±/X// ITIT	者、重度知的障	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精	体障害者及び知 的障害者である	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定時間労働者(注3)	A × 2 + B + C + (D + E) × 0.5	G. うち新規 雇用分 (注 6)	④実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤雇用率対前 年比增減(P)
	独立行政法人等	75	189,360.5	1,137	280	2,735	145	31	(注2) 5,377.0	620.0	2.84	0.06
	[2.8%]	(74)	(187,658.5)	(1,143)	(267)	(2,597)	(143)	(-)	(5,221.5)	(629.5)	(2.78)	(0.02)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者、知的障害者及び精神障害者が放棄することが困難であると認められる職種が相当の割合を 占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 (1)の表には、(2)の地方独立行政法人等の各機関を含んでいる。
- 6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2)地方独立行政法人等の各機関の状況

法人名	①法定雇用障害者数の算定の	②障害者数(人) (注2)	③実雇用率(%)	④不足数(人) (注3)	備考
1 東京都住宅供給公社	1.341.0	39.5	2.94	0.0	
2 東京都健康長寿医療センター	925.0	29.0	3.13	0.0	
3 東京都立産業技術研究センター	394.0	11.0	2.79	0.0	
4 東京都公立大学法人	1,066.0	28.5	2.67	0.5	注5
5 東京都立病院機構	9.294.5	168.5	1.81	91.5	
地方独立行政法人等の合計	13,020.5	276.5	2.12	92.0	

- 注1 ①標の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び特神障害者が飛業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ②欄の「確審者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
 - 3 ④構の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨で)から②構の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることがもて法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 区市町村土地開発公社については、労働者数がいずれも36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。
 - 5 東京都公立大学法人においては11月1日時点において、障害者の数31.5人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数(地方独立行政法人等含む)

※実人員

独立行政法人等	計視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	
	2,442	159	237	39	1,246	761	